

公示送達書

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第1項及び同条第5項の規定による習志野都市計画事業鷺沼特定土地区画整理事業の一部の者に対する仮換地指定通知は、送付を受けるべき者が受領を拒んだ又は送付すべき場所を確定することができないので、同法第133条第1項及び同条第2項において準用する同法第77条5項の規定により当該通知書の送付に代えて通知の内容を次のとおり公告します。

令和7年12月15日

習志野市鷺沼土地区画整理組合

理事長 渡邊 勇



記

通知の内容

習志野都市計画事業鷺沼特定土地区画整理事業施行地内のあなたが所有する宅地について、土地区画整理法第98条第1項の規定により別表及び別図のとおり仮換地を指定しますので、同法同条第5項及び第99条第2項の規定により通知します。

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県知事に審査請求をすることができます（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第19条に規定されています。）。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、習志野市鷺沼土地区画整理組合を被告として（理事長が被告の代表者となります。）、提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、別表及び別図の掲載は省略し、それらを千葉県習志野市鷺沼四丁目12番11号地先にある株式会社竹中土木習志野市鷺沼土地区画整理造成作業所の掲示場に掲示しています。

文中のこの処分があったことを知った日は、1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日となります。